

# オーナー社長(株主)が認知症になったら会社経営がストップ!?

無料

代表取締役だけ変えておいてもダメです

## 家族信託セミナー (事業承継編)

862万人が認知症または予備群!!

- 厚労省の発表によると65才以上の人口3079万人のうち862万人が認知症患者またはその予備群と推計されています。認知症は他人事とは言えません。

### 株主であるオーナー社長が認知症になったら?

- 株主が認知症になったら株主総会の決議ができません。役員の変更すらできなくなってしまいます。
- 後見人をつけるとしても財産が多かったり、親族間で対立があったりする場合は、弁護士・司法書士などが後見人になる可能性が高いです。部外者の後見人に会社の経営ができるでしょうか?

### 後継者に株式を託せば認知症になっても困らない(家族信託)

- 家族信託を組んでおけば、オーナー社長が認知症になっても後継者が株式の議決権を行使できるので、会社運営に支障がでません。ご家族・従業員が困ることを防げます。
- オーナー社長が元気なうちはオーナー社長が議決権の行使方法を指示できます。
- 家族信託を組んでも贈与税は課税されません。
- 相続による議決権の分散化を防いだり、後継者の地位を安定させたりする活用方法もあります。



日時	平成28年5月28日(土) 14:00~15:30 または 平成28年6月18日(土) 14:00~15:30
場所	東松山市民文化センター 第3会議室 (東松山市六軒町5-2)
費用	無料
講師	司法書士柴崎智哉 一社)家族信託普及協会正会員
申込み方法	下記申込書をFAXください【各日先着15名様】

お申込み FAX 0493-31-2015

#### 参加申込書

お名前		電話番号	
ご住所		参加人数	人
参加されるセミナーの日程に を付けてください。		5月28日	・ 6月18日

お問い合わせ: 司法書士柴崎智哉(埼玉司法書士会所属 第921号)  
〒355-0063 埼玉県東松山市元宿二丁目26番地18 2階  
TEL 0493-31-2010 FAX 0493-31-2015

## 会社経営における相続のリスク

- 200株を持つオーナー社長が亡くなり、相続人が子ども二人だったとすると自動的に100株ずつに分かれる訳ではありません。
- 相続人全員での遺産分割協議がまとまらない限り、全ての株式は二人の準共有になります。
- 準共有状態では、持分の過半数で議決権行使者を決めますから、二人の意見がまとまらなると議決権を行使できません。
- その結果、会社経営に支障がでます。

## 遺言書を作るだけで十分か？

- 上記の対策として遺言書の作成が考えられます。このとき、遺留分を考慮して、後継者以外にも株式を相続させる遺言書を作ったとします。
- 何代か相続を重ねると、さらに株式が分散してしまう可能性が高くなります。
- 遺言書では会社経営に好ましくない株主が出現するリスクがあります。

## 家族信託なら後継者に議決権を集約

- 家族信託で、後継者に株式を託せば議決権を後継者に集約できます。
- 経済的利益を受ける権利だけを他の相続人にも承継させ、議決権を行使できる人を後継者のみにするのです。
- 議決権の分散化を防ぎ、安定した会社運営が可能となります。

## 認知症と議決権分散化のリスク

- 事業承継対策として遺言書の作成を提案されることもあるかと思いますが、しかし、遺言書のみでは認知症と議決権分散化のリスクに対応できません。
- 家族信託なら認知症・議決権分散化の対策ができます。何もせずに認知症になってしまったら手遅れです。早めの対策が重要です！

## 中小企業庁も事業承継に信託活用を研究

中小企業庁では、「信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会」を設けています。同研究会は、事業承継に信託を活用することは、**事業承継の確実性・円滑性**、**後継者の地位の安定**、**議決権の分散化の防止**、**財産管理の安定性**などの面でメリットがあると発表しております。

しかし、上記の様な画期的なメリットがあるにもかかわらず、家族信託を理解する専門家が少ないため、現場の経営者の皆様に情報が届いておりません。家族信託が事業承継に活用できることを埼玉の皆様知ってもらえるように、当職が情報を発信していきます。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://souzoku-shiba.com/sintaku/>

**【埼玉東松山の家族信託サポート】**で検索！